

農地法等にかかる申請及び届出等の提出書類一覧(令和7年2月27日現在) 三鷹市農業委員会

添付書類はすべて保管するため、返却いたしません。

凡例：○印・・・提出を求めるもの △印・・・場合により提出を求めるもの

書類名	農地法3条		農地法4条	農地法5条	農地法18条6項	許可済証明 届出受理済証明	納税猶予 適格者証明	主たる従 事者証明	引き続き 農業経営
	届出	許可							
1 委任状 ※1※2 (提出者が代理人の場合)	○	○	○	○ ※3	○	○	○	○	○
2 届出書 ※2 (実印の押印が必要です)	○		(要実印押印)	(要実印押印)					
3 申請書		○ (要実印押印) ※2				○2枚 (窓口配布)	○2枚 (要実印押印) ※2	○2枚 ※2	○2枚 ※2
4 通知書					○ ※2				
5 印鑑登録証明書※4 (個人・法人)(コピー不可)		○ ※5 ※14	○ ※5 ※14	○ ※5 ※14	○ ※5		○ ※5 ※14		
6 全部事項証明書(土地)※4 (コピー不可)	○ (コピー可)	○	○	○	○	○ (コピー可)	○	○	
7 公図(写)の原本※7 (コピー不可)	○ (コピー可)	○	○	○	○		○	○	○ (適格者証明申請時のコピー可)
8 案内図 (縮尺 1:1,500 の地図をコピーし 該当部分を朱で囲ったもの)	○	○	○	○	○		○	○	○ (適格者証明申請時のコピー可)
9 遺産分割協議書または 遺言書(コピー)等	△ ※13	△ ※13	△ ※13	△ ※13			△ ※6		
10 法人の現在事項 全部証明書 (コピー不可)			○ (法人の場合)	○ (法人の場合)	○ (法人の場合)				
11 戸籍関係書類	△ ※13	△ ※13	△ ※13	△ ※13			△ ※13		
12 農地法18条許可書・ 通知書(コピー)			△	△					
13 小作農承諾書		△							
14 譲受人の経営状況を 示す証明書		△ ※8							
15 写真									
16 納税猶予の特例適用 の農地等該当証明書 (コピー) (市・都市計画課発行)							○		
17 その他の参考書類 ※10	△	△	△ ※9	△ ※9	○		△	○ ※11	○ ※12

- ※1 当事者が複数人の場合には、各人からの委任及び押印が必要です。
- ※2 三鷹市ホームページから書式の PDF ファイルがダウンロードできます。
- ※3 一人の代理人が譲受人・譲渡人から委任を受ける場合は、当事者双方各人からの委任状が必要です。
- ※4 法務局が発行した発行日3か月以内の原本に限ります。
- ※5 相続登記が未済で遺産分割協議書(写)等を提出する場合、相続人全員分が必要です。
- ※6 相続登記が済んでいる場合は必要ありません。遺言書の場合は、公正証書遺言、家庭裁判所で検認を受けた自筆証書遺言及び秘密証書遺言に限ります。
- ※7 最新の全部事項証明書(土地)と同内容のもので、法務局が発行した公図(写)の原本で証明印のあるもの。公図(写)とは、法務局が発行した書類の原本のことであり、公図(写)のコピーのことではありません。
- ※8 譲受人が市外の居住者の場合、居住地農業委員会発行の証明書
- ※9 転用届出の対象が筆の一部の場合は、対象の箇所が明示されている測量図
- ※10 その他参考書類の詳細は、三鷹市農業委員会(0422-29-9616)へお問い合わせください。
- ※11 主たる従事者証明の申請理由が死亡の時はその証明書(死亡日及び申請者との関係がわかるもの(例:法定相続情報等))、身体の故障の時は診断書(コピー)の添付が必要です。故障による申請の際は事前に都市計画課へ相談が必要です。
- ※12 税務署から送付される「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」3年分のコピー
- ※13 届出者及び申請者が土地所有者と同一である場合は必要ありません。同一でない場合、遺産分割協議書等(※6参照)があればそのコピーが必要です。相続の協議が整っていない場合は法定相続人全員からの申請・届出となり、被相続人の出生から死亡までの改正原戸籍謄本・戸籍謄本・法定相続情報のいずれかと、法定相続人全員の印鑑登録証明書と実印の押印が必要です。
- ※14 農地所有者の印鑑登録証明書記載の住所と全部事項証明書(土地)の住所が異なる場合は、住所地の変遷がわかる住民票や戸籍の付票を添付してください。

本一覧に全ての事案の提出書類を示すことは難しいため、特別な案件は事務局(0422-29-9616)へお問い合わせください。